

## 第6章 評議員及び評議員会

(評議員及び評議員会)

第23条 本会に、評議員を置く。

- 2 評議員数は、9名以上11名以内とする。
- 3 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 4 評議員会は、会務に関する事項について、会長の諮問に応じて審議する。
- 5 前項に関し必要な事項は、会長が別に定める。